

2023年5月8日以降の活動の考え方について

政府は、本年5月8日より、感染症法上の分類として、新型コロナウイルス感染症を季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げことを発表しています。これにともない、少林寺拳法グループといたしましては、以下の通りガイドラインの見直しを図ることにいたしました。

関係各位におかれましては、5類移行後も、地域の感染状況や修練環境、および関係者の意見や健康状態等を考慮し、総合的な観点で感染対策を講じて活動を行っていただきますようお願いいたします。

なお、マスク着用については、原則として「個人の判断を尊重する」こととした上で、所属長におかれましては、以下の着用が望ましい場面を参考に、適切な運営を行っていただきますようお願いいたします。

2023年5月8日以降も、当面の間マスクの着用が望ましい場面

- ・地域の感染状況が深刻な場合
- ・教典/道訓を唱和するとき
- ・相對演練による身体接触がある場合（気合の有無に関わらず）
- ・基礎疾患を持たれている方や高齢者と会話する場合
- ・所属長が感染防止のためにマスク着用が必要と判断したとき

活動の場面に応じて、所属長が必要であると判断した場合は、拳士にマスクの着用を求めてください。但し、拳士本人やその家族に基礎疾患があるなど個別の事情がある拳士場合もありますので、よく状況をご確認の上ご判断ください。

また、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要があります。拳士が安心して活動できる環境を作るために、また、マスク着用を巡ってトラブルになることのないように、よろしくをお願いします。

■改定ガイドライン一覧

- ・【改訂版 20230508】修練における感染拡大防止に関するガイドライン
- ・【改訂版 20230313】新型コロナウイルス感染症の警戒レベルに応じた活動基準
→警戒レベルの枠組みが無くなるため廃止します。
- ・【改訂版 20230313】大会等の開催に関するガイドライン
→都道府県もしくは市町村の方針に基づき、大会ごとに取り決めるため廃止します。
- 【改訂版 20230313】昇格考試に関するガイドライン
→ガイドラインを廃止し、以下の通りとします。
 - ① マスク着用については各自の判断とします。
 - ② 剛法運用法審査において「公認フェイスガード」「公認ヘッドガード」着用時はマスクを外します。